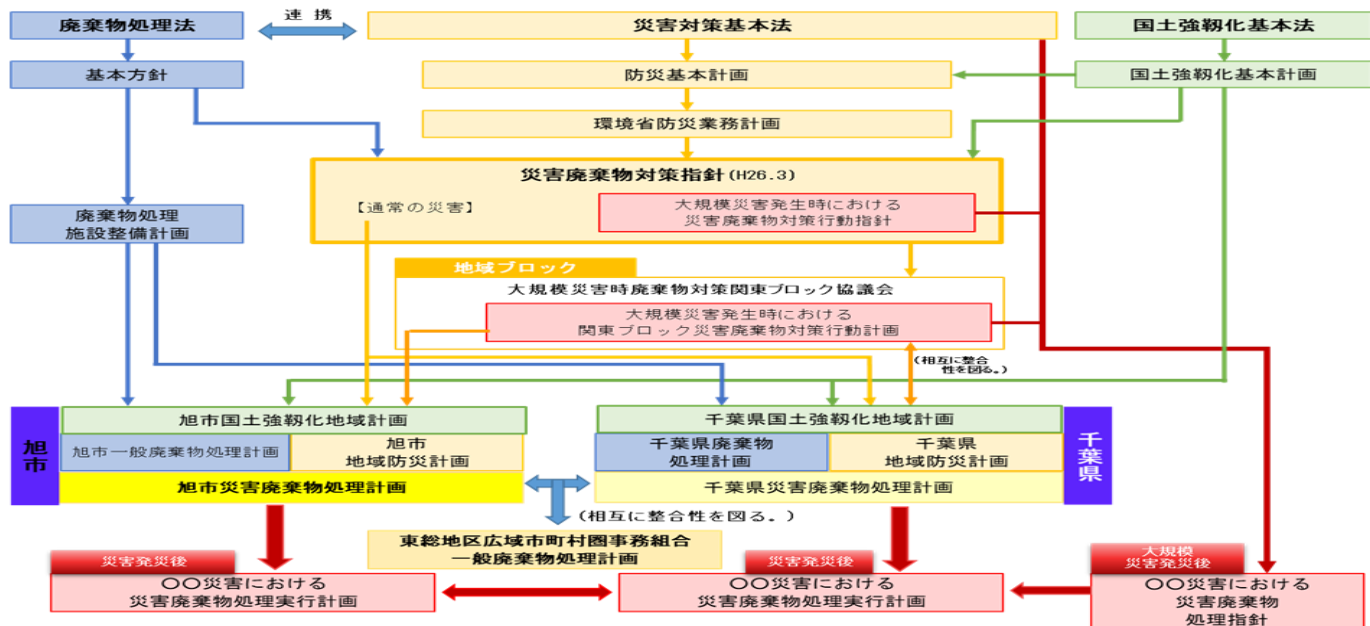


1. 計画策定の背景と目的 (計画P1参照)

大型台風などの自然災害が多発し、首都直下型地震の発生も懸念されている。そのような中、「旭市地域防災計画」を補完するとともに「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月)」及び「千葉県災害廃棄物処理計画(平成30年3月)」に基づき、市民の理解及び協力、円滑かつ迅速な処理、発生後における生活環境の保全の3点から、発生時の災害廃棄物処理対応力の向上に努めることを目的とし、本計画を策定する。

2. 計画の位置づけ (計画P2参照)

本計画は、国の災害廃棄物対策指針及び千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理について本市の基本的な考え方、処理方法等を示すもので、その位置づけは次の図のとおり。



3. 想定災害と災害廃棄物の発生量 (計画P18参照)

本計画では、対象とする災害を「千葉県北西部直下地震」(マグニチュード7.3)とし、市全体での災害廃棄物発生量は約18,580トンと想定している。

種類	要因	倒壊	
		種類別割合	発生量
可燃物		8%	1,486トン
不燃物		28%	5,202トン
コンクリートがら		58%	10,776トン
金属		3%	557トン
柱角材		3%	557トン
合計		100%	18,580トン

4. 対象とする災害廃棄物 (計画P5参照)

対象とする災害廃棄物は、地震等の自然災害より発生する廃棄物で、損壊家屋等から排出される家財道具や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(避難所ごみ、し尿等)を対象とする。

種類	説明
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
し尿	仮設トイレ等から排出される汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	被災により、家庭から排出される片付けごみと損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物

5. 災害廃棄物の処理工程・スケジュール

(計画P20参照)

大項目		小項目	経過(年)	発災	0.5	1	1.5	2	2.5	3
検討・各種調整等		処理処分先の検討・計画策定等								
		各処理処分先との調整								
		仮置場跡地利用照会								
仮置場 施工処理	一次仮置場	一次仮置場用地選定								
		搬入・仮置き								
		粗選別								
		跡地調査・整地・土地返却								
	二次仮置場	二次仮置場用地選定								
		処理設備搬入・組立								
		破碎・選別								
		処理設備解体・撤去								
		跡地調査・整地・土地返却								
		既設焼却施設		焼却						
広域処理	他市町村との協議									
	試験焼却(必要な場合)									
	焼却・最終処分									

〈凡例〉

検討・調整、設計、試運転等

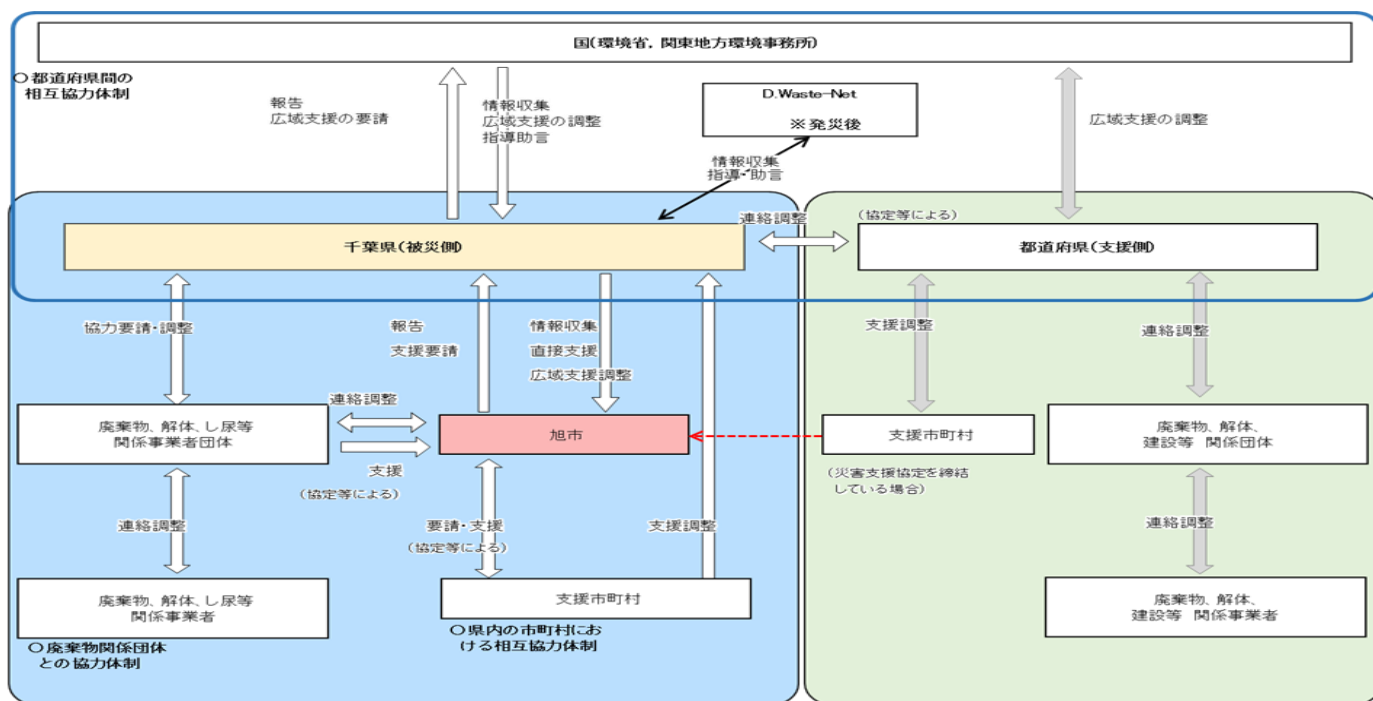
処理・処分等の実施

解体・整地等

6. 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

(計画P14参照)

災害廃棄物は、一般廃棄物に該当するため、処理の主体は本市が基本となる。しかしながら、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合等は県や周辺市町村へ協力を依頼することになるため、広域的な処理体制を構築しておくことが重要であり、平時より連携、調整を推進する。



7. 仮置場の設置

(計画P24. P67参照)

仮置場候補地の設置可能場所の選定方法は、第1段階として、法律・条例等の諸条件によるスクリーニングの後、第2段階として、公有地の利用を基本とし、面積、地形等の物理的条件による絞り込みを行う。第3段階として総合評価によって、仮置場候補地の順位付けを行い選定する。なお、仮置場の必要面積は前述の想定災害の場合で8,057㎡である。

仮置場の種類

呼称	定義	備考
市民仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。	- 被災後、数日以内に設置。一次仮置場への搬出が完了するまでの運用。 - 地域内の複数個所に仮置場を設けることを検討する。
一次仮置場	処理(リユース・リサイクルを含む)前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。	- 災害廃棄物が混合状態で搬入される場合には、分別等のため広い用地が必要。 - 処理施設又は二次仮置場への搬出が完了するまで運用。 - 二次仮置場への中継的な機能も持つ。
二次仮置場	- 災害廃棄物等の一時的な保管および中間処理(高度な破碎・選別・焼却)を行う。 - 一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。 - 設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱い。	- 単独市町村での設置が困難な場合、複数市町村共有の仮置場を設置する。 - 災害応急対応時から災害復旧・復興時に確保が必要となる。搬入された災害廃棄物の処理がすべて完了するまで運用。

仮置場におけるレイアウトイメージ

仮置場での種類別の災害廃棄物の管理(例)

【留意事項】

- 木くずや可燃物は、発火と発熱防止策が重要。高さ5メートル以上積み上げない。
- 鉛蓄電池(自動車、オートバイなどから発生)は火災発生の原因となるので、混ぜない。
- 仮置きしようとする災害廃棄物と概ね同面積の、選別等の作業スペースが必要。

